

小鹿野町使用料等審議会 会議録

会議名称	小鹿野町使用料等審議会（第1回）		
日 時	令和元年7月8日（月）		
開会時刻	19:00	閉会時刻	20:25
開催場所	小鹿野庁舎 第一会議室		
出席委員	阪本 昇寿、丸山 陽生、板倉 盛夫、柴崎 好一、 宮本 一輝、井上 武男、黒澤 茂雄、中村 俊夫、 渡部 幸夫、		
欠席委員	塩田 浩司		
執行部・ 事務局出席	小鹿野町長 森 真太郎、総合政策課長 分須 亮太郎 総合政策課主幹 加藤 博章、総合政策課主査 五十嵐 貴幸		
配布資料	<p>第1回小鹿野町使用料等審議会次第</p> <p>小鹿野町使用料等審議会委員名簿</p> <p>小鹿野町使用料・手数料等の適正化に関する基本方針</p> <p>小鹿野町使用料等審議会スケジュール</p> <p>使用料を徴している施設一覧</p> <p>手数料徴収条例に基づく手数料一覧</p> <p>小鹿野町使用料等審議会条例</p> <p>小鹿野町使用料等審議会会議規則</p> <p>小鹿野町使用料等審議会傍聴規則</p>		

小鹿野町使用料等審議会 会議録

発言者	会議の概要
総合政策課長	<p>1 開会</p> <p>定刻になりましたので、小鹿野町使用料等審議会委嘱式及び第1回小鹿野町使用料等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、塩田委員におかれましては欠席となります。</p> <p>今回は第1回目の開催になりますので、委嘱書の交付、会長の選任等を行い、議題に移っていききたいと思います。</p>
総合政策課長	<p>2 委嘱書の交付</p> <p>初めに町長より委嘱書の交付を行います。(2番 塩田委員は欠席)</p> <p>名簿順に委嘱書の交付を行います。</p>
町長	委嘱書の交付(名簿番号1～10順次)
総合政策課長	<p>3 あいさつ</p> <p>つづきまして、小鹿野町長 森 真太郎よりあいさつを申し上げます。</p>
町長	あいさつ
総合政策課長	<p>4 自己紹介</p> <p>次に、各委員、事務局の順に自己紹介をお願いします。</p> <p>名簿番号1番の阪本委員より順次お願いいたします。</p>
各委員他	(各自、自己紹介)
総合政策課長	<p>使用料等審議会</p> <p>2 会長の互選について</p> <p>次に、議題(2)会長の選出についてですが、小鹿野町政策審議会条例第4条第1項の規定により、審議会の会長は委員の互選により選出との規定がございます。委員の皆さんから会長の選任についてご意見ををお願いします。</p>
渡部委員	事務局案がなければ、会長は1番の阪本昇寿さんをお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
総合政策課長	<p>ただいま、渡部委員から阪本委員を会長に選任したらどうかというご意見がありました。が、他の皆さんはいかがでしょうか。</p> <p>(よろしいですとの声あり)</p> <p>それでは、阪本委員を会長に選任していただいたということで決定します。</p> <p>阪本会長には会長席へご移動をお願いします。</p>
総合政策課長	<p>2 会長職務代理者の指名について</p> <p>次に、議題(2)会長職務代理者の指定についてですが、こちらにつきましては、小鹿野町使用料等審議会条例第4条第3項の規定により、会長より指名することとなっています。それでは、阪本会長より会長職務代理者の指定をお願いします。</p>
阪本会長	会長職務代理者の指名については、丸山委員をお願いいたします。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

総合政策課長	<p>ありがとうございます。丸山委員におかれましては会長職務代理者の席へ移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、阪本会長と丸山委員よりごあいさつを頂戴します。</p>
阪本会長	<p>3 会長、会長職務代理者あいさつ</p> <p>あいさつ</p>
丸山会長職務代理者	あいさつ
総合政策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは小鹿野町使用料等審議会条例6条の規定に基づきまして、阪本会長に議長となつていただき、議事の進行をお願いします。</p>
阪本会長	<p>4 議事 (1)会議の公開について</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ただいまから、第1回小鹿野町使用料等審議会の議事に入ります。</p> <p>はじめに、会議録の署名委員の指名をいたします。</p> <p>板倉委員と柴崎委員をお願いします。</p> <p>つづいて、(1)会議の公開については、小鹿野町使用料等審議会会議規則第5条の規定により、公開が原則となっておりますので、公開とさせていただきたいのですが、このことについて、委員の皆さんの意見を求めます。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、公開ということで進めさせていただきます。</p>
阪本会長	<p>(2) 諮問について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	小鹿野町使用料等審議会条例第2条の規定により、町長から諮問書を会長にお渡しいたしますのでよろしく願いいたします。
町長	諮問書の提出
阪本会長	ただいま、町長より諮問がありました。当審議会といたしましては、小鹿野町使用料等審議会条例第2条の規定に基づき、今後協議を進めることとなりますので、委員各位におかれましては、よろしく願い申し上げます。
阪本会長	<p>(3) 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	使用料・手数料等の適正化に関する基本方針、 使用料を徴している施設の一覧、 手数料徴収条例に基づく手数料一覧の説明
阪本会長	ただいま、事務局より説明がありました。次回にはより詳しい料金等の説明をしていただけたらとありますが、それを踏まえた上で、説明のあった内容について何かご意見・ご質問ある方がいましたらお願いします。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

宮本委員	癒しの宿組合では、夏休み等に宿泊に来た町外の方が、グラウンドや体育館を貸し出して利用させていただいているのですが、今の利用料はここに示されている算定方法とは違う出し方なのでしょうか。
事務局	今の利用料は、施設を貸し出し始めた当初に設定した使用料を、現在まで見直しをすることなく継続して設定しています。その設定当時の原価の計算等はしていると考えられますが、施設の減価償却費については今現在の使用料算定には含まれていません。町の固定資産台帳が整備されてきておりますので、それらも含め算定することになりますので、現在の使用料を設定した当初との算定の考え方とは変わるものと考えています。
宮本委員	長若や三田川、両神のグラウンド等は、今の使用料では均一料金として貸し出してはありますが、この算定方法で出した場合は、グラウンドの面積や体育館の築年数によって金額は変わってくるということですか。
事務局	計算によっては違った料金を設定する可能性もありますが、宿泊された方や町外の方に案内をする場合に、施設によって違う料金というのは複雑になると思いますので、これから施設毎の原価を出しますので、その段階で審議会の中でご検討いただければと考えております。
宮本委員	癒しの宿組合ではお客さんを外部から呼び込んで、町にお金を使ってもらえるように、もちろん旅館にも利益が出るようにと頑張っています。パンフレット等に各施設の使用料を記載していますが、利用者が多い時期には抽選になったりしているのですが、そうなった場合どこが当たるか分からないので、均一料金でないと案内するのが難しくなってしまうと思います。今の使用料について、お客様から高いと言われたことはありませんが、グラウンドや体育館に関しては均一料金にさせていただかないと、障害になるかなと思います。
事務局	その点に関しては、原価を出してみないと分かりませんが、類似施設で使用料に差があるのは非常に煩雑になりますので、基本方針に則って現状がどうなっているかの洗い出しを行い資料の提供をいたしますので、審議会の中で委員の皆さんにご検討いただきたいと思います。
阪本会長	宮本委員の意見の中で、施設の利用が抽選になるということがありました。施設によっては人気の施設があり、需要と供給の問題も絡んでくるようですので、使用頻度といったことも資料に示していただければ、委員の皆さんが均一料金等を考えていく上で重要な判断材料になってくると思います。特に夏休みの需要が増えると思いますが、その期間中は特別料金を設定するとかしないとか、宮本さんのように実際使用している方の意見も踏まえた答申にできればいいと思っております。 その他、ご意見ある方いらっしゃいますか。
中村委員	今後の課題として、本題に外れる例となるかもしれませんが、税には不均一課税というものがありますが、使用料等に関しても流動性を持たせる必要もあるかと思っております。

小鹿野町使用料等審議会 会議録

<p>阪本会長</p>	<p>そのことに関しては、先ほど事務局の説明でもありました減免のところ、話し合えるのではないかと思います。どんな時に減免できるのかといったことを考えていければと思います。</p> <p>他にどなたかご意見はありますか。</p> <p>まだ第1回目ですので、中々すぐには意見も出てこないと思います。資料によく目を通していただいて、次回以降に意見を出していただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>補足説明をさせていただきます。「使用料を徴している施設一覧」の5ページの81番から87番の総合運動公園の使用料について、町民の方からも平成28年10月以前までは使用料を徴収しておりましたが、武道場を建設した際、武道場については町民には無料で開放するとなったため議会で議論した結果、平成28年10月からは野球場とテニスコートにおいても無料ということにいたしました。そういった経緯がありまして、以前は使用料を徴しておりましたが、今現在は野球場とテニスコートについても町民は無料ということになっておりますので補足させていただきます。</p>
<p>阪本会長</p>	<p>今回の審議会の結果で、使用料を無料じゃなく有料にしたほうが良いといった答申を出してもいいということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校のグラウンドですと、普段は学校のグラウンドとして利用していて、それ以外のときに開放して使用してもらうという使い方ができますが、運動公園ですと特化しているため、町で維持管理に費用がかかっておりますので、有料に戻すべきか無料のままにするべきか、ご審議いただければと思います。</p>
<p>丸山会長 職務代理者</p>	<p>運動公園野球場の芝については、シルバー人材センター等に入っただいて、年何回かといった形で整備しているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>野球場だけということではなく、運動公園全体の除草という形で整備しています。その他に、グラウンド整備専用車両も配備しております。</p>
<p>阪本会長</p>	<p>他にご意見ありますか。</p>
<p>井上委員</p>	<p>私はスポーツ少年団を代表してきておりますが、受益者負担という話が出ております。世の中もそういった流れであるように思いますが、スポーツ少年団については利用しているのは子どもですが、その使用料は利用している子どもが出しているわけではありません。そういうことも委員の皆さんに今後考えていただければと思います。私の考えは、小鹿野町のスポーツ少年団に関しては無料にさせていただけたらと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほどの減免規定のところ、スポーツ少年団の使用料については協議いただければと思います。</p>
<p>渡部委員</p>	<p>減免規定に関して、各施設によって決めているのか、それとも町でまとまったものがあるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>町でまとまっているものはなく、施設毎に決めています。</p>

小鹿野町使用料等審議会 会議録

中村委員	次回以降の一つの意見として、ボランティア活動について、私自身は増えれば増えるほどいいと考えております。使用料等の検討するにあたって、ボランティア活動で使用する場合についても考えていければいいと思います。
阪本会長	その他ご意見なければ次の議題へ移ります。
阪本会長	(4) 今後のスケジュールについて 事務局より説明をお願いします。
事務局	今後のスケジュールについて説明(答申までの流れ)
阪本会長	ただいま事務局より説明のありました今後のスケジュールについて、何かご意見・ご質問ある方はいらっしゃいますか。
渡部委員	かなり忙しいスケジュールだと思います。大変だとは思いますが事務局には、次回までに具体的な資料を提供いただかないと、間に合わないかなといった印象です。
阪本会長	スケジュールに関して、資料を提供いただくのは次回審議会が行われるより前にしていただければ、一度資料に目を通してから集まればと思いますので、事務局にはそのようなスケジュールで資料作成をお願いします。 その他、ご意見はありますか。 なければ次へ移ります。
阪本会長	(5)その他 事務局より次回の日程について説明をお願いいたします
事務局	第二回目の会議の日程ですが、これから各課へ使用料・手数料について洗い出しをいたしまして、原価計算等を行いますので、お盆過ぎの8月中下旬で考えておまして、8月28日(水)19時からということをお願いします。
阪本会長	これまでのことについて、委員の皆さんから何かご質問ありますか。 無いようですので、以上をもちまして議事は終了とさせていただきます、事務局へ進行をお返します。
事務局	以上をもちまして、第一回小鹿野町使用料等審議会を閉会とさせていただきます。 ありがとうございました。